

議事要旨(1) 実務対応報告「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

冒頭に西川委員長より、標記の実務対応報告は、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、今般公布された新信託法による新たな類型の信託等について必要と考えられる会計処理を明らかにすることを目的としていること、及び今回の企業会計基準委員会での議決をお願いしたい旨の説明がなされた。引き続き秋葉主席研究員より、次のような説明がなされた。

- ・ 以前に委員会で審議されたところから、内容についての変更はなく、表現の変更や、より分かりやすくするための説明の追加等を行った。
- ・ 受益者が単数である金銭の信託については、その信託財産に係るすべての損益が当該受益者に帰属し、改めて子会社や関連会社に該当するか否かについて判定する必要はないものと考えられる旨を明記した (Q2)
- ・ 他から受益権を譲り受けた受益者の会計処理を抜き出し、独立の項目を設けて整理した (Q3, Q7)。
- ・ 自己信託の信託財産および受益権の注記として、その貸借対照表計上額を追加情報として注記することが適当である旨を明記した (Q7)。
- ・ 自己信託においても、基本的には他者に信託した通常的信託と相違はなく、したがって、受託者が信託行為の定めに基づくなど財産管理のための信託の会計を行っていても、受益者の会計処理は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて行うこととなる旨を明記した (Q8)。

これらの説明に対し、委員等からの質問等はなかった。その後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提で、出席者9名全員の賛成により、本実務対応報告の公表が承認された。

以 上